

2022年1月28日

お客様各位

ポリプラスチックス株式会社
品質保証部

第26次SVHCを使用する当社製品について

拝啓

貴社益々ご隆盛の段、お慶び申し上げます。日頃は弊社製品をお引き立ていただき誠にありがとうございます。弊社の一部製品に使用している物質がSVHCに指定される可能性を2021年11月5日付でお伝え致しましたが、本件に関して進展がございましたのでお知らせ致します。内容のご確認宜しくお願い致します。

敬具

下記表記載の当社製品に使用している成分が2022年1月17日付でEU REACH規則（化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則）第59条に規定するSVHC（高懸念物質）に指定されました。

<https://echa.europa.eu/-/four-hazardous-chemicals-added-to-the-candidate-list>

対象物質

6,6'-di-tert-butyl-2,2'-methylenedi-p-cresol (CAS No. 119-47-1)

対象物質を閾値(0.1wt%)を超えて使用している弊社製品

No.	Grade	No.	Grade
1	DURACON® POM M25-01	5	DURACON® POM U10-01
2	DURACON® POM M25-04	6	DURACON® POM U10-51
3	DURACON® POM M25-51	7	DURACON® POM U10-91
4	DURACON® POM MS-02	8	DURACON® POM KT-05M

各製品における当該物質（CAS No. 119-47-1）の添加量については別途お問い合わせください。

法規上必要となる届け出

当該物質（CAS No. 119-47-1）を0.1wt%を超えて含有する成形品（アーティクル）をEU域にて輸入・製造するお客様は当局指定の方法にて届け出が必要になります。詳細は当局URLをご参照ください。

① SCIPデータベースでの届け出

対象者： EU域内の成形品輸入者/製造者

当該物質(CAS No. 119-47-1)の輸入量に関係なく届け出が必要。

届け出期限： 当該物質(CAS No. 119-47-1)がSVHC指定を受けた日以降、最初の輸入日。

<https://echa.europa.eu/scip>

② ECHA への届け出

対象者： EU 域内の成形品輸入者/製造者

当該物質(CAS No. 119-47-1) を 1 トン/年を超えて輸入する場合上記①に加え②も必要。

届け出期限： 当該物質(CAS No. 119-47-1) が SVHC 指定を受けた日から 6 カ月以内。

<https://echa.europa.eu/support/dossier-submission-tools/reach-it/notifying-substances-in-articles>

弊社対象製品については今後お客様とご相談の上、処方変更や代替製品への切替えのご提案等を予定しております。詳細は当社営業担当もしくは下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

【本件に関するお問合せ先】

[弊社公式 WEB サイトお問合せ](#)より、件名に「SVHC」と入れてお問合せ下さい。

以上

※：DURACON®はポリプラスチック株式会社が日本において保有している登録商標です。

免責事項:

当社は、本通知の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。

当社は、信頼できる情報源から得た情報を、確実に提供しようあらゆる努力をしておりますが、間違い、情報の欠落、あるいは提供する情報の使用に起因して生じる結果に対して一切の責任を負わないものとします。本通知で提供する全ての情報は、その時点の情報を提供しており、完全性、正確性、時間の経過、あるいは情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。

本通知に記載している外部サイトへのリンクは、第三者が運営しているもので当社は管理しておりません。

当社は、その正確性や第三者のサイトに掲載されている情報について内容の正確性を保証するものではありません。